

事務連絡
令和元年6月17日

一般社団法人日本福祉用具供給協会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

高齢者支援課
振興課
老人保健課

プレミアム付商品券の取扱い事業者となる上での留意点について

平素より、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）が、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間で市町村等の定める期間において、使用可能となります。

つきましては、その取扱いに際した留意点についてお知らせ致しますので、下記内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますよう、お願ひいたします。

なお、商品券事業の詳細については、別添概要資料をご参照ください。

また、制度全般に関するお問い合わせは、別添資料にあります専用ダイヤルへ、各市町村等における公募方法や公募時期等の詳細については、事業所が所在する市町村等へご照会ください。

記

1. 商品券は、金券として現金と同様の機能を果たすものとして、市町村等が発行・販売するものであり、原則、医療や介護の自己負担の支払いに充てることが可能です。

商品券を使用可能な店舗、事業者等については、市町村等において、当該市町村の区域内の民間事業者を対象に幅広く公募する予定であり、各事業者における応募は任意です。

2. 本商品券は、お釣りが出ないものであるため、自己負担分を超える額面の商品券を受け取つてはならない点に、ご留意ください。

例：900円の自己負担の場合、500円の商品券2枚ではなく、商品券1枚と現金400円で受け取っていただく必要があります。

(別添) プレミアム付商品券事業の概要